

事務連絡  
令和4年7月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く各国立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

#### 自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（依頼）

このたび警察庁より、別添のとおり、学校等における自転車安全教育の重要性や警察と連携した交通安全教育の推進等について周知依頼がありました。

警察庁作成の資料（参考資料）によると、

- ・自転車関連死亡・重傷事故件数について、令和3年中の年齢層別では、「19歳以下」が約2割を占め、特に高校生は、小・中学生と比較して2倍程度で推移している
- ・平成29年から令和3年までの状態別死者・重傷者数の合計について、中学生では自転車乗車中が約7割を占め、小学生も学齢が上がるにつれて自転車乗用中の割合が多くなっている

等の特徴が見られることから、児童・生徒への自転車安全教育のより一層の充実が必要です。

また、本年4月に、

- ・乗車用ヘルメット着用の努力義務が、全ての自転車利用者に対して課される
- ・16歳以上の者であれば、一定の要件を満たす電動キックボード等の運転が、免許がなくても、可能になる

等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）が公布されました。

（乗車用ヘルメットの着用については公布日から1年以内に、電動キックボード等については公布日から2年以内に施行されることとなります。）これらを踏まえ、児童・生徒に対する自転車乗用中におけるヘルメット着用の重要性や高校生等に対する電動キックボード等に関する正しい知識を周知するなど、安全教育の充実に努めていく必要があります。

これまで、各学校設置者や各学校では警察と連携し、交通安全教育の充実を図っていただいているところですが、今後は、警察との連携をより一層強化し、自転車に関する安全教育を始め、児童・生徒に対する交通安全教育の更なる推進に努めるようお願いします。

なお、警察と学校等との連携強化については、別途、警察庁から各都道府県警察本部等にも

通達されています。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2695）  
e-mail:anzen@mext.go.jp

事務連絡  
令和4年7月11日

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局交通企画課長

自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向け、特に小学生、中学生及び高校生に対する自転車安全利用に係る対策を効果的に行うため、別添のとおり、都道府県警察に対し、教育委員会及び学校等と更なる連携強化を図り、児童・生徒に対する自転車安全教育をより一層推進するよう指示することとしております。

つきましては、自転車等の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものとなるよう、各都道府県教育委員会等関係機関に対して、教育現場における自転車安全教育の重要性、警察と連携した交通安全教育の推進等について周知していただきますようお願いいたします。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和6年3月31日まで) |
| 有効期間   | 二種(令和6年3月31日まで) |

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長  
(参考送付先)  
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 184 号  
令 和 4 年 7 月 1 1 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

自転車等の安全利用促進に向けた教育委員会及び学校等との更なる連携強化について  
(通達)

各都道府県警察においては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」(令和4年1月28日付け警察庁丙交企発第5号ほか)に基づき、都道府県ごとの情勢を踏まえ、自転車の安全利用に係る諸対策を推進しているところであるが、令和3年中の自転車関連死亡・重傷事故件数を年齢層別に見ると、「19歳以下」が約2割を占めているほか、小学生、中学生及び高校生の別にその推移を見ると、高校生は、小・中学生と比較して2倍程度で推移するなど、高校生に対する対策の必要性が特に高くなっている。加えて、平成29年から令和3年の状態別死者・重傷者数を見ると、中学生では自転車乗用中が約7割を占め、小学生も学齢が上がるにつれ自転車乗用中の割合が多くなっており、小学校及び中学校においても自転車安全教育が重要であるといえる。

また、本年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正道路交通法」という。)により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることとなるが、自転車乗用中の交通事故死傷者におけるヘルメット着用者の割合を見ると、小・中学生においては徐々に着用率は上昇しているものの、いまだ十分な水準とは言えず、また、高校生においては着用が浸透していない状況であり、これらの年齢層の着用率向上は大きな課題となっている。

加えて、改正道路交通法により、電動キックボード等の一定の要件を満たす原動機付自転車を特定小型原動機付自転車と位置付け、自転車と同様の交通ルールを定めることとされたところ、特定小型原動機付自転車については、高校生等の16歳以上の者が運転免許を有さずに運転が可能となることから、高校生等に対し、基本的な交通ルールや電動キックボード等に関する正しい知識の周知がこれまで以上に重要となる。

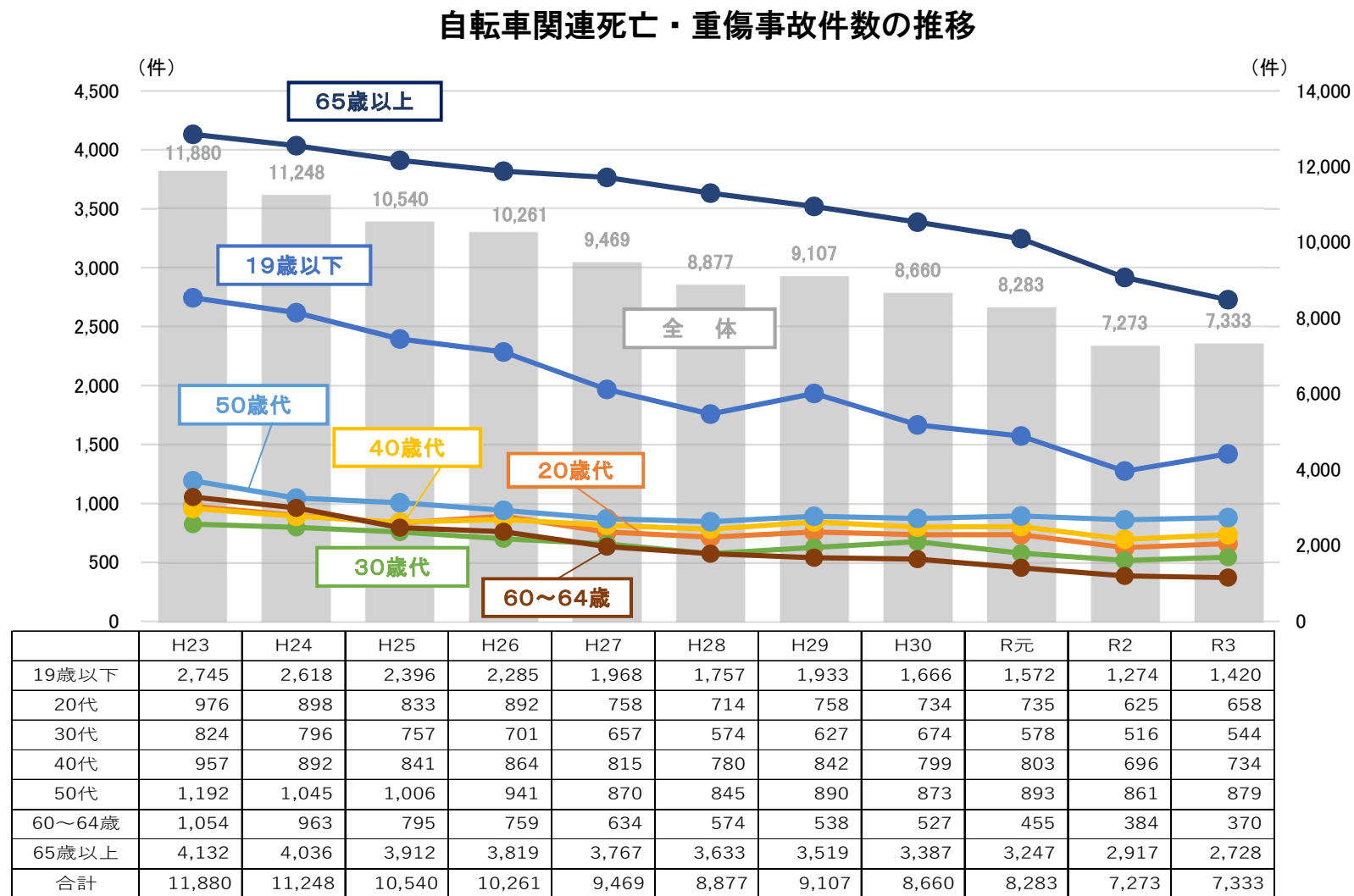
当庁では、このような情勢を踏まえ、文部科学省主催の「学校安全行政担当者連絡協議会」において、教育委員会等に対し、高校生をはじめとする児童・生徒に対する自転車に関する交通安全教育の取組強化や都道府県警察との連携強化を依頼するなど、高校生等に対する交通安全対策を推進しているところである。

各位にあっては、都道府県警察において教育委員会及び学校等との更なる連携の強化を図るとともに、自転車の安全利用促進に向けた諸対策がより効果的なものとなるよう取組を推進されたい。

なお、文部科学省から教育委員会等に対して本通達の内容が通知されるので、参考とされたい。

# 1 自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)



注 ・ 自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故の件数であり、同じ条件の自転車乗用者の相互事故は1件とし、第1当事者の件数を計上した。以下同じ。

## 2 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

自転車関連死亡・重傷事故件数では、**高校生は**小中学生と比較して**2倍程度**で推移

図 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)

### 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

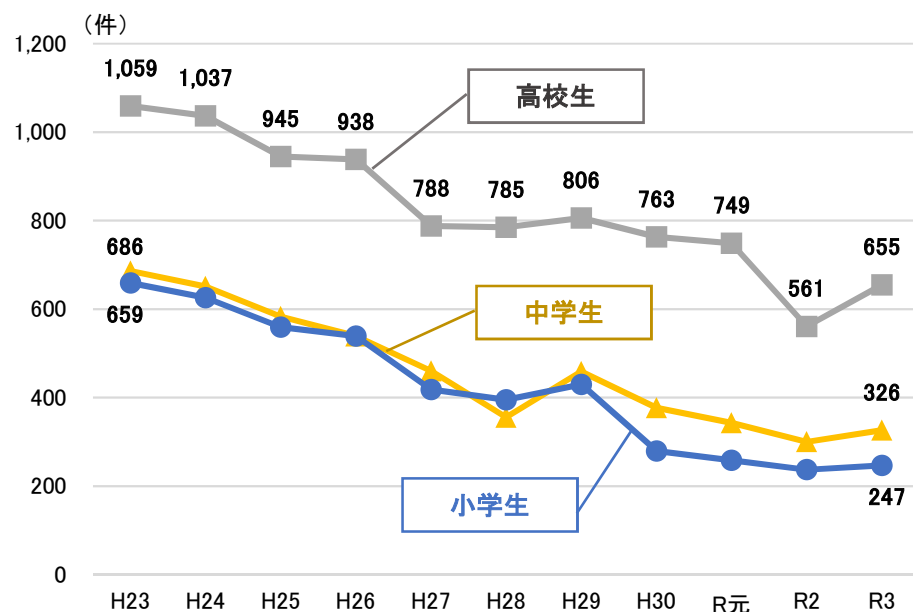
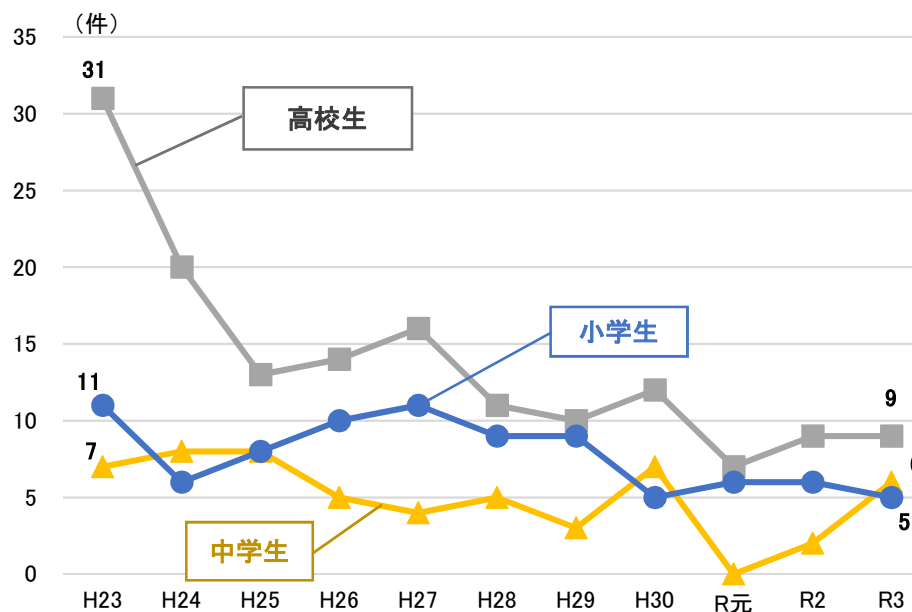


図 児童・生徒の自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)

### 児童・生徒の自転車関連死亡事故件数の推移



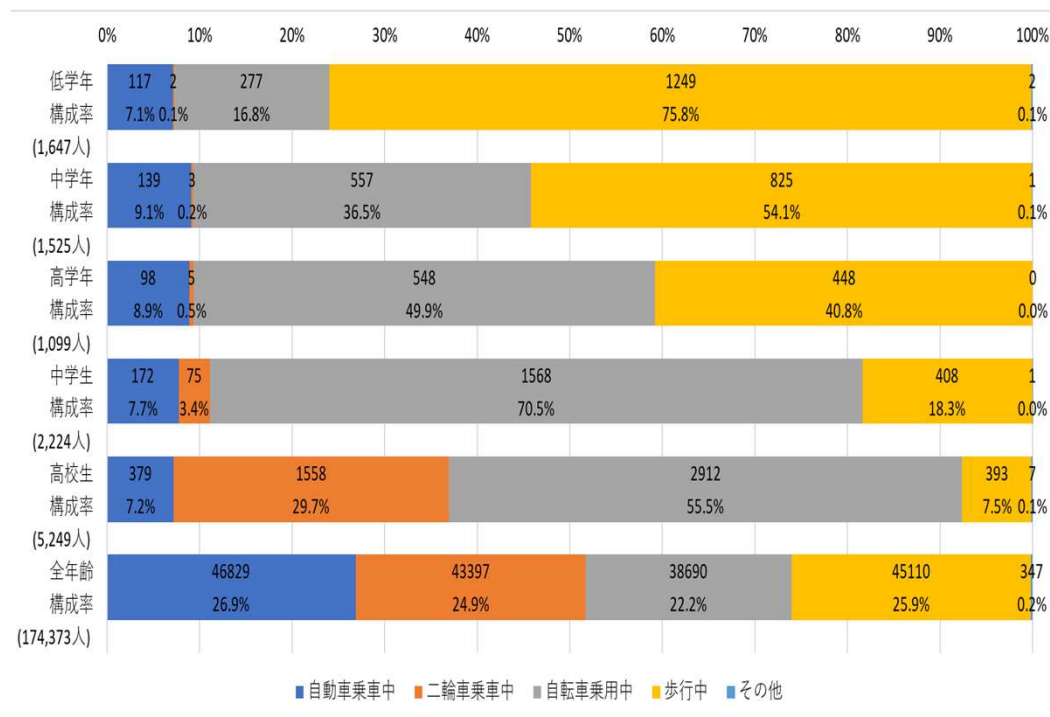
|         |     | H23   | H24   | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元  | R2  | R3  |
|---------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 死亡・重傷事故 | 高校生 | 1,059 | 1,037 | 945 | 938 | 788 | 785 | 806 | 763 | 749 | 561 | 655 |
|         | 中学生 | 686   | 651   | 583 | 539 | 460 | 355 | 459 | 377 | 343 | 300 | 326 |
|         | 小学生 | 659   | 626   | 559 | 539 | 418 | 395 | 430 | 279 | 258 | 237 | 247 |
| うち死亡事故  | 高校生 | 31    | 20    | 13  | 14  | 16  | 11  | 10  | 12  | 7   | 9   | 9   |
|         | 中学生 | 7     | 8     | 8   | 5   | 4   | 5   | 3   | 7   | 0   | 2   | 6   |
|         | 小学生 | 11    | 6     | 8   | 10  | 11  | 9   | 9   | 5   | 6   | 6   | 5   |

### 3 児童・生徒の状態別死者・重傷者数

図 児童・生徒の状態別死者・重傷者数(平成29年～令和3年合計)

#### 児童・生徒の状態別死者・重傷者数

|     | 自動車乗車中 | 二輪車乗車中 | 自転車乗用中 | 歩行中    | その他  | 合計      |
|-----|--------|--------|--------|--------|------|---------|
| 低学年 | 117    | 2      | 277    | 1,249  | 2    | 1,647   |
| 構成率 | 7.1%   | 0.1%   | 16.8%  | 75.8%  | 0.1% | 100%    |
| 中学年 | 139    | 3      | 557    | 825    | 1    | 1,525   |
| 構成率 | 9.1%   | 0.2%   | 36.5%  | 54.1%  | 0.1% | 100%    |
| 高学年 | 98     | 5      | 548    | 448    | 0    | 1,099   |
| 構成率 | 8.9%   | 0.5%   | 49.9%  | 40.8%  | 0.0% | 100%    |
| 中学生 | 172    | 75     | 1,568  | 408    | 1    | 2,224   |
| 構成率 | 7.7%   | 3.4%   | 70.5%  | 18.3%  | 0.0% | 100%    |
| 高校生 | 379    | 1,558  | 2,912  | 393    | 7    | 5,249   |
| 構成率 | 7.2%   | 29.7%  | 55.5%  | 7.5%   | 0.1% | 100%    |
| 全年齢 | 46,829 | 43,397 | 38,690 | 45,110 | 347  | 174,373 |
| 構成率 | 26.9%  | 24.9%  | 22.2%  | 25.9%  | 0.2% | 100%    |



## 4 道路交通法の一部を改正する法律(概要・抜粋)

令和4年4月27日公布

全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日: 公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

### ○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日: 公布日から2年以内の政令で定める日)

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



#### (1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度 (時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm×幅60cm  
※ 普通自転車相当

#### (2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限 (16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、**原動機付自転車**に該当し、**原付以上の免許が必要**

#### (3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行  
※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

#### (4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、**着用は努力義務**

#### (5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)